

那覇市立認定こども園における避難情報等警戒レベル発令時の 対応ガイドライン(保護者用)

1 避難に係る判断基準について

避難に係る判断基準については、以下のとおり本市が発令する「避難情報等警戒レベル」(以下「警戒レベル」という。)とし、**【警戒レベル3：高齢者等避難】**以上が発令された場合、直ちに避難等を行うこととします。

名称：避難情報等警戒レベル
発信者：那覇市
内容：避難情報

こども園の避難判断基準は那覇市が発令するこの「**避難情報等警戒レベル**」に基づく。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

名称：警戒レベル相当情報  
発信者：気象台・都道府県  
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5相当	氾濫発生情報	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 大雨特別警報(土砂災害)
4	氾濫危険情報	危険な場所から 全員避難	避難指示 土砂災害警戒情報
3	氾濫警戒情報 洪水警報	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難 大雨警報
2	氾濫注意情報	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

警戒レベル相当情報は、本ガイドラインの避難判断基準ではないため、注意すること。

## 2 臨時休園の判断基準について

- 台風の場合**:こども園が所在する地域に、暴風警報または那覇市が発令する避難情報等警戒レベル3(高齢者等避難)以上が発令下にある場合
- それ以外の場合**:こども園が所在する地域に、那覇市が発令する避難情報等警戒レベル3(高齢者等避難)以上が発令下にある場合

午前  
7:30  
時点

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難

### 休園します

ただし、15時以前に警戒レベルが解除となった場合、かつ園の施設及び周辺の道路状況等の安全が確認された場合は、開園することとし、開園時間等を園から保護者に連絡します。

(15時1分以降の場合は引き続き休園とする。)

保育中

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難

### 園児を安全な場所に避難誘導する。

なお、**園周辺の道路状況等の安全及び保護者の安全が確認できた場合は**、園児のお迎え時間等について、園から保護者に連絡します。

園児を保護者に引き渡した後は休園します

### 3 給食の対応について

	台風時及び台風以外の災害の場合
①7時30分時点で園の所在する地区が警戒レベル3以上の発令下にある場合	<b>給食提供は行わない</b> ※休園のため
②7時31分から11時までの間に園の所在する地区が警戒レベル解除となった場合	<b>給食提供を行う</b> ※メニューを変更することがあります
③11時1分から15時までの間に園の所在する地区が警戒レベル解除となった場合	<b>給食提供は行わない</b> ※家庭で済ませてから登園
④保育中に園の所在する地区に警戒レベル3以上高齢者等避難が発令された場合	避難情報等警戒レベル発令時刻によって、食わずに降園する場合があります。その際、各園から保護者に保育業務支援システム等により連絡します。

※但し、上記の対応以外に、災害発生状況によって給食センターや調理場施設の停電や断水、床上浸水等施設の損壊等により、給食提供ができないことがあります。

### 4 園と保護者との連絡体制について

本ガイドラインを保護者に周知するとともに、避難場所や緊急時の園児の引き渡し方法等について、書面で保護者と確認します。

臨時休園や避難行動を行う場合、園は、保育業務支援システムや緊急メール等で、保護者にお知らせします。

### 5 避難情報等警戒レベルの確認方法

避難情報等警戒レベルは、那覇市公式LINE、那覇市公式ホームページ、Yahoo 防災で確認できます。